

駒沢女子大学  
駒沢女子短期大学

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名	駒沢女子大学			設置者名	学校法人 駒澤学園			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数
						実数	個別	
人文学部	日本文化学科	60人	中一種免(国語)	平成7年度	42人	0人	0人	0人
			高一種免(国語)	平成7年度			0人	
	国際文化学科	120人	中一種免(英語)	平成7年度	83人	1人	1人	1人
			高一種免(英語)	平成7年度			1人	
映像コミュニケーション学科	60人	高一種免(情報)	平成14年度	46人	0人	0人	0人	
入学定員合計		240人	合計		171人	1人	2人	1人
大学名	駒沢女子短期大学			設置者名	学校法人 駒澤学園			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成23年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員就職者数
						実数	個別	
	保育科	130人	幼二種免	昭和28年度	108人	91人	91人	33人
入学定員合計		130人	合計		108人	91人	91人	33人
備考	<p>・「学部・学科等の名称等」欄は、平成24年4月1日現在の名称・定員である。</p> <p>・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。</p>							

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成24年11月6日（火）

実地視察大学：駒沢女子大学・駒沢女子短期大学

実地視察委員：渋谷治美委員、狩野浩二委員

### 【全般的事項】

○教員養成に関する教育課程、教員組織等についていくつかの改善すべき点が確認された。特に、教育課程について、「2.」で指摘するように、一部、教育職員免許法施行規則を満たしていない点が認められた。

### 【個別事項】

#### 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○建学の精神である「正念」「行学一如」という理念が掲げられているものの、教員養成に対する理念・構想については明確に示されているとはいいがたいので、どのような教員養成を進めていくのかを明確化すること。また、その理念・構想を具体化するため、学長のリーダーシップによる教職課程に関する全学的な組織を整備するなど、教育課程や教員組織が充実したものとなるよう努めること。

○教職課程委員会は現在、教職に関する科目を担当する教員のみで構成されているが、教職課程は教科に関する科目と教職に関する科目によって編成されるものであり、両科目を担当する専任教員が協力して、教職課程を運営していくことが重要である。教科と教職の架橋の推進が求められている中で、今後、教科に関する科目を担当する専任教員とも連携した教職課程の編成及び運営する仕組みを構築するよう努めること。

#### 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

○教職に関する科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か、シラバスからは判断できない科目があるため、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに、シラバスにおいて「含めることが必要な事項」が含まれていることが明確にわかるようにすること。

○教職に関する科目について、学生が必ず学修しなければならない科目区分について、科目が開設されていない状況が判明した。早急に科目を開設するなどして、学生に必要な内容を学修させること。

○教職課程に係る全学組織を中心としたファカルティ・ディベロップメント等を通じ、

授業内容及び授業方法の充実に関して検討したり、シラバスの内容・記載方法の改善を図ったりするなど、教職課程の質の維持向上のための実質的な取り組みを今後期待する。

### 3. 教育実習の取組状況

○教育実習先について、母校実習のみではなく、附属校や教育委員会へ依頼し、実習先を確保するようにしているとのことであったが、大学としての取り組みはやや消極的なように見受けられた。教育実習は、大学による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、可能な限り大学が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましい。今後、地元教育委員会や近隣の学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めること。

また、やむを得ず母校実習を行う場合でも、大学が実習校と連携し、教育実習に関わる指導体制を構築するとともに、実習校に対して、事前に、大学としての教職指導方針について説明を行うなど、適切な実習指導、公正な評価となるよう引き続き努めること。

### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

○中学校・高等学校の教職課程履修者に対しては、各教員が個別の教職指導を行っている状況とのことであったが、教職を目指す学生全てに対して、一定の水準以上の教職指導が実施されるように、例えば教職支援室を設置し、そこに常時教職指導にあたる者を置くなど、組織的に指導していくための体制を検討すること。

短期大学においては、保育研究資料室が教職指導の役割を担い、機能しているように見受けられた。

○教職指導は、就職指導のみならず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、教職課程の全期間を通じて大学が計画的・組織的に指導するものである。履修カルテを効果的に活用するとともに教職指導体制を整え、学生に対して、積極的に教職指導を行っていくよう努めること。

### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○大学に依頼のあったボランティア活動を学生に紹介しているということであったが、学生をボランティア活動に参加させるにあたって、学生個々に任せるのではなく、例えばボランティア支援室を設置して、事前・事後指導を実施したり、また既存のボランティア活動に参加させるだけでなく、大学がボランティア活動を企画したりするなど、ボランティア活動を積極的に教職指導に活用することをご検討いただきたい。1年次の教職希望者が20名程度となっているが、教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後、教育委員会や学校とより一層の連携・協力体制を強化していくこと。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 短期大学の幼稚園の教職課程に関する施設・設備等は充実しているように見受けられた。
- 図書室について、教育関連の図書や雑誌が不足しているように見受けられた。教職を志す学生が必要な知識・情報を入手できるよう、今後、教育関係の新聞、雑誌、辞典等の充実を図ること。

7. その他特記事項

- 特になし